令和４年度茨城県家庭的保育事業起業支援コンサルタント業務委託契約書（案）

令和４年度茨城県家庭的保育事業起業支援コンサルタント業務の委託について、茨城県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の実施）

第１条　甲は、令和４年度茨城県家庭的保育事業起業支援コンサルタント業務委託事業（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、甲の指示に従い別紙の令和４年度茨城県家庭的保育事業起業支援コンサルタント業務委託仕様書に基づき委託事業を実施しなければならない。

（委託期間）

第２条　委託期間は、*令和４年４月１日*から*令和５年３月３１日*までとする。

　（契約保証金）

第３条　契約保証金は、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第１５号）第１３８条第２項第６号の規定により免除する。

（委託料等）

第４条　委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）は、金　　　　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　円）以内とする。

（委託料の支払）

第５条　委託料は、委託事業が終了し、その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

２　甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の９０パーセント以内の額を概算払することができる。

３　乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

４　甲は、第１項及び前項の支払請求を受けた時は、その日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。

（実績報告等）

第６条　乙は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した実績報告書（様式１）を、委託事業終了の日から起算して３０日以内又は令和４年３月３１日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、前条の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第４０４号）様式第１０２号）を提出するものとする。

（委託料の額の確定）

第７条　甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

（過払金の返還）

第８条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（再委託の制限）

第９条　乙は、委託事業を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第１０条　乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成１７年茨城県条例第１号）第７条第２項及び第８条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（帳簿等）

第１２条　乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の翌年度から起算して５年間保存するものとする。

（実地調査等）

第１３条　甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要事項について実地に調査できるものとする。

２　乙は、甲から委託事業の実施に関し報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（改善の指示等）

第１４条　甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（契約違反による解除）

第１５条　甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除し、又は変更することができるものとする。

２　前項の規定により契約の解除又は変更があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

（協議）

第１６条　この契約に定めるもののほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和４年　　月　　日

甲　水戸市笠原町９７８番６

　　　　　茨城県知事　　大井川　和彦

乙

別記

特約事項

１　受託者の責務

　　委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

２　個人情報の収集の制限

　　委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

３　個人情報が記録された媒体の保管

　　個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

４　不要情報の廃棄

　　利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から５年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

５　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

　　委託事業を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

６　個人情報の複製等の制限

　　委託事業を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

７　個人情報についての事故報告

　　個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

８　返還義務

　　委託事業を処理するため甲から引き渡された「茨城県児童福祉施設一覧」等のデータ及び、収集した受講申込書類等は、委託事業完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（様式１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　年　　月　　日

茨城県知事　殿

所在地

名　称

代表者　職　氏名

令和４年度茨城県家庭的保育事業起業支援コンサルタント業務委託事業実績報告書

　このことについて、下記のとおり提出します。

記

１　事業実施費用の内訳

２　セミナーおよび説明会等に用いた資料

３　開設意向事業者一覧表

４　個別支援事業者選定時のヒアリングの内容

５　個別支援で作成した資料

６　その他事業の実施状況が確認できる資料